最終更新日：2015年6月24日

綿半ホールディングス株式会社

代表取締役社長 野原 勇
問合せ先：03-3341-2766
証券コード：3199

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営理念として、「堅実経営（注）」を掲げ、顧客、株主、取引先、地域社会・環境、社員のそれぞれのステークホルダーに対して、適法適正で誠実な企業経営を行い、長年の信頼と期待に応える企業として発展していくことを目指しております。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、上記の経営理念を体現し、適法かつ適正な業務遂行を前提に、企業価値の最大化と高い経営品質を追求していくための効率的な企業経営が行われる体制を構築・維持し、これらステークホルダーと永続的に信頼を得られる関係を築くための企業活動をグループ全体で推進していくことであると考えております。

このため、商取引が不公正、排他的にならないよう十分な注意と配慮を行い、違法な企業活動が発生しないよう、グループ全体で内部統制制度、内部監査制度を運用しております。また、透明性のある適時適切な情報開示を行うための社内外・グループ内外とのコミュニケーションと情報収集・分析を心がけております。

さらに、当社は設立の頃より育英会への寄付、生活保護家庭児童へのお祝い品の贈呈など、様々な福祉、地域社会への支援活動を実施しており、社会に対する貢献、感謝の気持ちを表しております。

（注）堅実経営とは、社会環境、経済環境に対して、常に安定性、成長性、収益性を持ち、信頼に対して貢献をもって応える経営をいいます。経営が常に堅実であるために、日常に安住することなく、日々内外の情勢を見渡し、自ら問い、自ら改革し、常に環境に最適な経営を保つことを実践いたします。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
綿半グループ従業員持株会	1,035,400	10.49
野原 莞爾	410,200	4.15
小手川 隆	400,000	4.05
株式会社八十二銀行	400,000	4.05
元旦ビューティ工業株式会社	300,000	3.04
八十二キャピタル株式会社	300,000	3.04
野原産業株式会社	291,300	2.95
株式会社ヤマウラ	250,000	2.53
野原 龍生	182,600	1.85
秋田 叔彦	181,400	1.83

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特記すべき事項はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
山田 昭雄	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山田 昭雄	○	―――	同氏の行政機関等での経験に基づく専門知識と見識及び他社における社外役員としての実績を活かしていただくことで、当社の経営体制をさらに強化できると考え、社外取締役として選任しております。 上記理由に加えて、取引所が定めた属性に該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断されるため独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、内部監査部門として社長直轄の内部監査室（室長ほか4名）を設置しており、また主要な事業子会社2社にも内部監査室を設置し、専従の内部監査人を選任しております。これら内部監査室は、年間の監査計画に基づき当社及びグループ各社の業務執行の適正性、内部統制の有効性等を監査し、代表取締役及び取締役会へ適時に報告を行っております。
監査役監査につきましては、常勤監査役2名、社外監査役2名体制で行っており、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役会をはじめとする社内の主要な会議に出席し、取締役等から業務執行状況の聴取や決裁書類の閲覧などを通じ、その適法性の監査を行っております。監査役は、内部監査室及び事業子会社の監査役と内部統制システムの有効性評価、日常の監査活動、監査意見形成において連携を密にし、効率的かつ適切な監査を実施しております。また、会計監査人は、監査役の求めに応じ、監査役と定期的又は随時に意見交換を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
熊﨑 勝彦	弁護士													
石井 和男	他の会社の出身者							△						

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
熊﨑 勝彦		―――	同氏は、長年、検事として活躍し、法曹界において豊富な経験を有する一方で、弁護士としても活躍しており、これらの経験を活かして、コンプライアンスの観点から当社の経営全般に対し提言をいただけるものと判断し、社外監査役として選任しております。
石井 和男		同氏が過去において代表取締役副頭取を務めていた株式会社八十二銀行との間で借入等の取引関係があります。	同氏の経営者としての幅広く高度な見識と、豊かな経験等から、当社の経営の監視や、適切な助言をいただけるものと考え、社外監査役として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

取締役へのインセンティブ付与は実施しておりませんが、業績連動型報酬制度の導入について検討しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役及び監査役の報酬は、それぞれ総額で開示しております。
2015年3月期に係る報酬の総額については、当社の取締役に対する報酬は159,900千円、監査役に対する報酬は34,020千円で、役員報酬の合計は193,920千円であります。
上記の他、各子会社の代表取締役を兼任する当社非常勤取締役5名に対して、各子会社より総額120,030千円の報酬があります。（当社からの支払いはありません。）

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び監査役それぞれの報酬総額の限度額は、株主総会の決議により決定されます。取締役及び監査役の報酬等の額は、その業績向上意欲を保持し、社内外から優秀な人材を確保することが可能であり、且つ、同業他社の水準、当社の経営内容及び当社の従業員給与とのバランスを勘案した水準とします。各取締役の報酬額は、各取締役の役位、職責、会社の業績、当該業績への貢献度などを総合的に勘案して決定することとしており、代表取締役が取締役会から委任を受けて具体的な金額を決定します。また、各監査役の報酬額は、会社の業績に影響を受けない定額報酬としており、監査役の協議により決定します。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

常勤監査役2名と社外監査役2名を構成員として、毎月定例的に監査役会を開催しており、所要の連絡及び重要な事項等に関しての意見交換や、社内の現況報告を行う等、十分な情報提供を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は監査役制度を採用しており、取締役会と監査役会により業務遂行の監督及び監視を行っております。経営上の重要な事項についての意思決定を取締役会が行うとともに、業務執行の意思決定を経営会議で行っております。取締役による的確な意思決定と迅速な業務執行を行う一方、適正な監督及び監視を可能とする経営体制を構築し、コーポレート・ガバナンスの充実が図れるよう、その実効性を高める体制としております。
以下体制の概要について説明いたします。
イ. 取締役会
当社における取締役会は、業務執行に関する最高意思決定機関として毎月定例的に開催しております。取締役総数は10名であります。取締役会

は、当社専任である代表取締役会長、代表取締役社長、常務取締役2名、常勤取締役1名の計5名の他に、兼任の取締役として事業子会社の代表取締役社長4名及び当社の社外取締役1名の合計10名より構成しております。取締役会の構成メンバーに各事業会社の社長を加えることで、各事業会社へのグループ方針の理解・徹底を図り、さらに各事業会社の状況、問題点を把握し、その検討や対策の立案・執行を適時に行うなど、有機的なグループの運営を図っております。また、社外取締役1名が取締役会の構成メンバーとして当社経営陣から独立した立場で経営に参画することで、企業統治体制を強化しております。なお、当社の取締役は15名以内とする旨定款に定めております。

ロ. 経営会議及びグループ経営会議

取締役会を補完する機能として経営会議があり、毎週月曜日の定例会議のほか、機動的に開催しております。メンバーは、取締役のうち、代表取締役会長、代表取締役社長、常務取締役2名、常勤取締役1名の5名が、取締役会の議題・議案、その他の経営課題について検討しております。また、グループの危機管理、組織、業務財務、法令遵守等に関わる重要事項について検討を行っております。経営会議には常勤監査役が同席し、業務執行の監視や意見交換を行っております。なお、当社取締役、各事業会社の代表取締役を構成メンバーとしたグループ経営会議を毎月1回開催しております。

グループ経営会議は、取締役会の議題に含まれないグループの経営課題の審議や取締役会の決議事項の執行の具体化、業績の予算実績の検討などを目的として開催しております。グループ経営会議には常勤監査役が同席し、業務執行の監視や意見交換を行っております。

ハ. 監査役会

当社は、監査役会設置会社形態を採用しております。監査役会は毎月定例的に開催し、4名の構成員の内2名が社外監査役であります。社外監査役の2名は、当社との間には取引関係や特別な利害関係はありません。常勤監査役は、取締役会及び重要な会議に出席して取締役の業務執行を監視するとともに、代表取締役とも日常的に意見交換を行い、独立した視点から経営監視を行っております。

また、当社の常勤監査役と事業子会社の監査役を構成員としたグループ監査役会を毎月定例的に開催し、グループ全体を俯瞰した情報交換や監査機能の充実に努めております。この他に、監査役と内部監査室とで情報共有を行い、より有効な監査が行えるよう監査役内部監査室連絡会議を毎月定例的に行っております。構成員は、当社常勤監査役と当社内部監査室員であります。なお、当社の監査役は5名以内とする旨定款に定めております。

ニ. 会計監査人

当社の会計監査人は、太陽有限責任監査法人であり、当社及び当社グループは、会社法の定めに基づき、決算監査及び期中監査を通じて決算に係る会計監査を受けております。会計監査人とは、通常の会計監査に加え、重要な会計的課題について随時相談・検討を実施しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は重要な経営判断については取締役会、経営会議及びグループ経営会議での議論を通じて、審議・決定を行っております。取締役は10名でうち1名が社外取締役、監査役につきましては4名のうち2名が社外監査役であり、それぞれの経験や知見による客観的立場からの助言・指導を受けており、実効性・効率性のある意思決定がなされております。さらに、コーポレートガバナンスの実効性を確保するために、内部監査室の強化や、監査役及び内部監査室による会計監査人との連携などによる内部統制システムを採用しております。

以上の取組みにより、当社のコーポレートガバナンスは十分に機能していると考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	当社ホームページ、http://www.watahan.co.jp/ir/にて、株主総会開催日及び場所を掲示しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、ディスクロージャーポリシーを作成し、IRサイトにおいて公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に個人投資家向け説明会を実施しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	定期的にアナリスト・機関投資家向け説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ内IRページにおいて、決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	広報室が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループは経営理念において、ステークホルダー（「顧客」、「株主」、「取引先」、「環境・地域社会」、「社員」）に対する基本姿勢を規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は設立の頃より育英会への寄付、生活保護家庭児童へのお祝い品の贈呈など、様々な福祉、地域社会への支援活動を実施しており、社会に対する貢献、感謝の気持ちを表しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	適時開示規程において、当社は株主・投資家の皆様を始めあらゆるステークホルダーの当社に対する理解を推進し、その適正な評価のために、当社に関する重要情報の適時・適切な開示を行う旨定めております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、経営理念である「堅実経営」を具現化するため、会社法および会社法施行規則等に従い、「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」、ならびに「綿半グループの業務の適正を確保するために必要な体制」を整備・維持するとともに、内部統制システムを適宜見直し、継続的に改善を行い、より適正かつ効率的な体制の確立に努めます。

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1)綿半ホールディングス株式会社(以下、当社という)は、「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則として月1回開催しております。

(2)取締役は、取締役会を通じて、他の取締役の業務執行の監督を行っております。

(3)「取締役会規程」において、重要な財産の処分および譲受、多額の借入れおよび債務保証などの重要な業務執行について取締役会に付議すべき事項を具体的に定め、それらの付議事項について取締役会で決定しております。

(4)当社は、監査役会設置会社であり、各監査役は監査役会が定めた監査方針のもと、取締役会への出席、業務執行状況の調査などを通じ、取締役の職務執行の監査を行っております。

(5)財務報告に係る内部統制については内部監査室を事務局として、基本方針および全社計画の策定ならびに進捗管理を行っております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1)株主総会、取締役会、経営会議の議事録を、法令および規程に従い作成し、適切に保存・管理しております。

(2)経営および業務執行に係る重要な情報、決定事項、社内通達などは、所管部署で作成し、適切に保存・管理しております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1)取締役会規程、経営会議規程、グループ会社管理規程により、当社の取締役会・経営会議での決裁事項を定めております。また、各グループ会社の取締役会規程に各グループ会社での決裁事項を定めております。

(2)取締役会、経営会議、グループ経営会議およびその他の重要な会議にて、業務執行取締役および経営幹部から、業務執行に係る重要な情報の報告が定期的になされております。

(3)リスク管理については、「リスク管理規程」を制定するとともに、リスク管理委員会において、リスク管理に対する体制、方針の決定、リスクの把握と対応の審議を行い、グループ全体のリスクを監視する等、リスク管理全般を統括しております。

(4)コンプライアンスへの対応については、「コンプライアンス規程」を制定するとともに、コンプライアンス委員会において、コンプライアンスに対する体制、方針の決定、対応の審議を行う等、グループ全体のコンプライアンスについて統括しております。

(5)事業の継続が脅かされる緊急事態で特に地震等の自然災害については、発生時から復旧に向けての対策を織り込んだ「事業継続計画(BCP)」を綿半グループ各社で策定しております。

(6)情報セキュリティに関するリスクへの対応については、「グループ情報システム規程」や「情報システム管理マニュアル」等を制定するとともに、IT委員会において、情報セキュリティに対する体制、方針の決定を行う等、グループ全体の情報セキュリティについて統括しております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)経営会議を設置し、取締役会付議事項の事前審議を行うとともに、グループ経営会議を設置し、グループ全体に係る重要事項についての検討を行っております。

(2)取締役会における意思決定に当たっては、十分かつ適切な情報が各取締役に提供されております。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1)「行動規範」を定め、全従業員に周知させるとともに、法令と社会規範遵守についての教育・啓蒙活動を実施しております。

(2)「コンプライアンス委員会」において、コンプライアンスに関する体制、方針の決定、グループ全体の法令遵守の状況を監視し、コンプライアンスの推進を図っております。

(3)「内部通報制度」を導入し、グループで働くすべての人が利用できる仕組みを設けております。

(4)内部監査部門である「内部監査室」が、各部署における業務執行が法令・定款に適合しているか否かの監査を実施しております。

6. 当社及び各グループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1)当社グループは「持株会社」制を採用しており、当社の取締役が、取締役会を通じてグループ全体の重要事項の決定および各グループ会社の業務執行の監督を行っております。

(2)当社の取締役会の構成メンバーには、各グループ会社の社長が含まれており、取締役会において各グループ会社の業務執行状況や経営課題の対応などを確認しております。

(3)当社は、取締役会を原則として月1回、経営会議を原則として週1回開催しており、各グループ会社に対し、グループ経営上の重要な事項や業務執行状況を「グループ会社管理規程」に基づき、適切に付議・報告させております。また、原則として月1回開催されるグループ経営会議にて、重要な決定事項・報告事項が各グループ会社経営幹部に伝達されております。

(4)当社は、各グループ会社における職務分掌、指揮命令系統、権限および意思決定その他の組織に関する基準を定め、子会社にこれに準拠した体制を構築させております。

(5)「行動規範」、「リスク管理規程」、「コンプライアンス規程」などの諸規程、当社取締役会などによるモニタリング、リスク管理その他事業運営に関わる主な活動は、各グループ会社に適用範囲が及んでおります。

(6)当社内部監査室が、各グループ会社の内部監査部門を指導して内部監査を実施しております。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

(1)監査役がその職務を補助する使用人を求めた場合はこれを配置いたします。

(2)監査役は、内部監査室の担当者に監査業務に必要な事項を命令することができます。

8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役より監査業務の補助の命令を受けた使用人に対する指揮命令権は監査役にあり、その業務に関して取締役は指揮命令権を有しません。

9. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社は、監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、当社及び各グループ会社の取締役及び使用人が職務執行に関する重要な事項について監査役に報告するなど、以下の取り組みを行っております。

(1) 取締役等から職務執行等の状況について以下の項目について報告しております。

・経営会議及び取締役会で決議された事項
・法令・定款等に違反するおそれのある事項
・会社に著しい損害を及ぼした事項及び及ぼすおそれのある事項
・内部監査の状況及び財務報告に係る内部統制評価の結果
・グループホットラインへの通報の状況
・上記以外のコンプライアンス上重要な事項

(2) 監査役の求めに応じ、代表取締役、会計監査人、内部監査部門等は、それぞれ定期的又は随時に監査役と意見交換を実施しております。

(3)前各号の報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底しております。

10. 監査役の職務執行について生ずる費用等の処理方針

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の

上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、すみやかに当該費用または債務を処理いたします。
11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1)監査役は、取締役および重要な使用人からヒアリングを実施し、代表取締役、内部監査部門および会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を実施できる体制になっております。
(2)グループ監査体制を実効的に行うために、当社の監査役が、各グループ会社監査役と定期的に意見交換を実施しております。
12. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
(1)当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、いかなる取引も行いません。
(2)当社グループは、反社会的勢力による不当要求がなされた場合には、直ちに警察、弁護士等外部専門機関との連携をとり、組織的に対応します。
13. 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社グループは財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの運用を行います。また、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うこととします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、「内部統制システム構築の基本方針」においてコンプライアンス重視の姿勢を表明し、そのひとつとして反社会的勢力との絶縁を掲げています。反社会的勢力に対しては、経営トップが徹底して排除する旨の決別宣言を社内外で明言することで、全社員に浸透させております。また、相手が執拗に要求し、威嚇するなど個人的な責任を追及してきた場合には、苦し紛れに不当な要求を呑んでしまうことがあります。こうしたことがあり得ることを前提にして、現場の対応に任せるのではなく組織的な対応を行うことにしております。

当社には、リスク管理委員会及びコンプライアンス委員会が設置されております。グループ各社にはリスク管理責任者・コンプライアンス責任者(社長)及びリスク管理担当者・コンプライアンス担当者(管理部門長)等が設置され、グループ全体のコンプライアンスの充実、浸透を図っており、情報が経営トップにつながるとともに、組織一体となった対応策を実施する体制となっております。反社会的勢力との関係を未然に防止するための教育として「不当要求防止責任者講習会」の受講とコンプライアンス研修の2つがあります。「不当要求防止責任者講習会」とは、各都道府県に設置された財団法人暴力追放センター(略称 暴追センター)が主催する講習会で、暴力団対策法や不当要求に対する対応方法などを内容とする3時間程度の講習会であります。「不当要求防止責任者講習会」の受講をグループ全社に対して義務付け、1社5名以上もしくは事業所1名以上の受講を平成20年3月末までに終了させ、その後も継続して新たな担当者等が受講しております。「コンプライアンス研修」とは、コンプライアンス意識の浸透と知識を高めることを目的として役職員を対象として社内で行う研修会であり、その中の一つのテーマとして反社会的勢力への対応についての研修を実施しております。

新規で取引を行う際には、日経テレコンによる反社チェックをおこなっております。また、既存の取引先についても年に1回、日経テレコンによる反社チェックを行っております。反社会的勢力と取引が無いことを継続的に確認するために、内部監査項目に反社取引に関する項目を設けて、内部監査室がチェックしております。反社会的勢力との関係を遮断するため、契約書に暴力団排除条項を導入しております。万が一、反社会的勢力による不当要求があった場合にはリスク管理委員会に報告します。リスク管理委員会、コンプライアンス委員会は、対応策と再発防止策を検討し、リスク管理責任者・コンプライアンス責任者、リスク管理担当者・コンプライアンス担当者を通じて対応策、再発防止策を実施させます。警察への通報、暴追センター・四谷地区特防協への相談、弁護士への相談に関しては、当社総合管理室を窓口としております。

Ⅴ その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

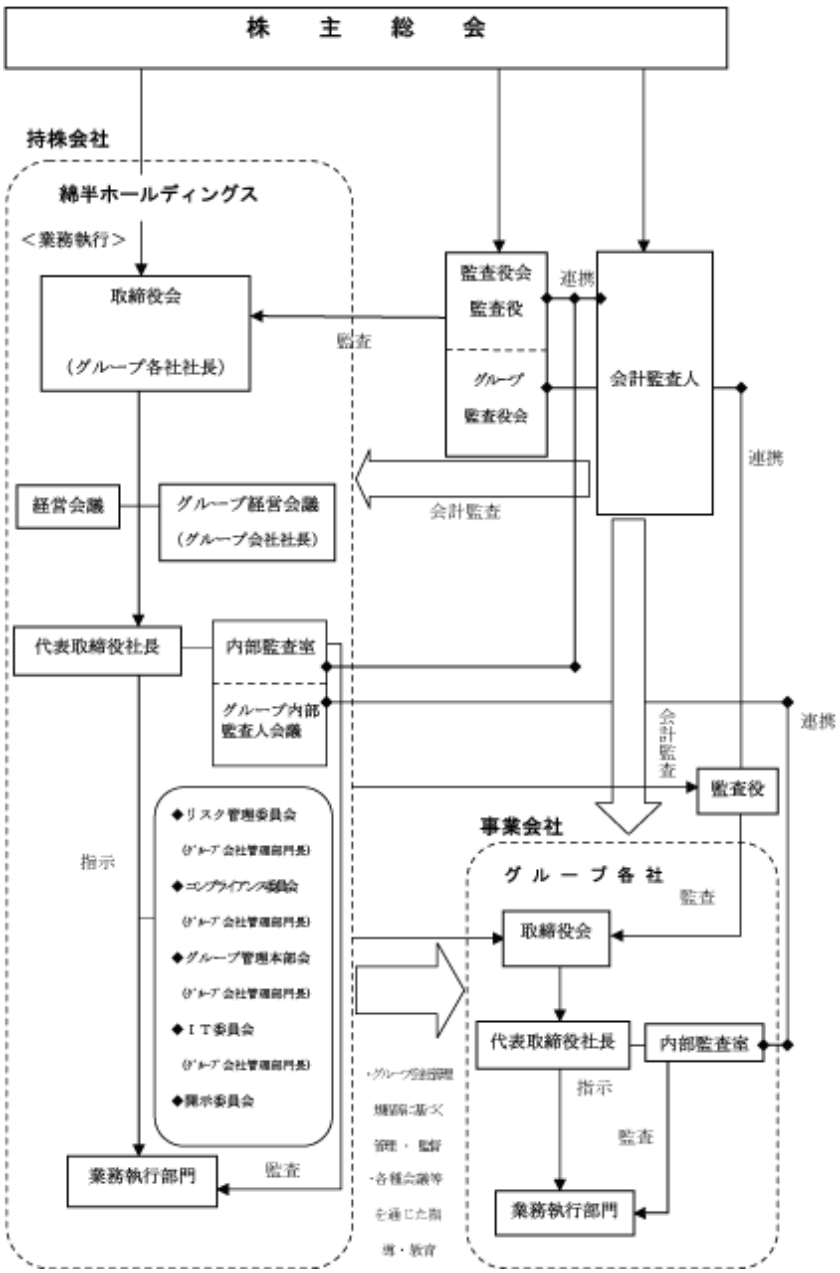
該当項目に関する補足説明

―――

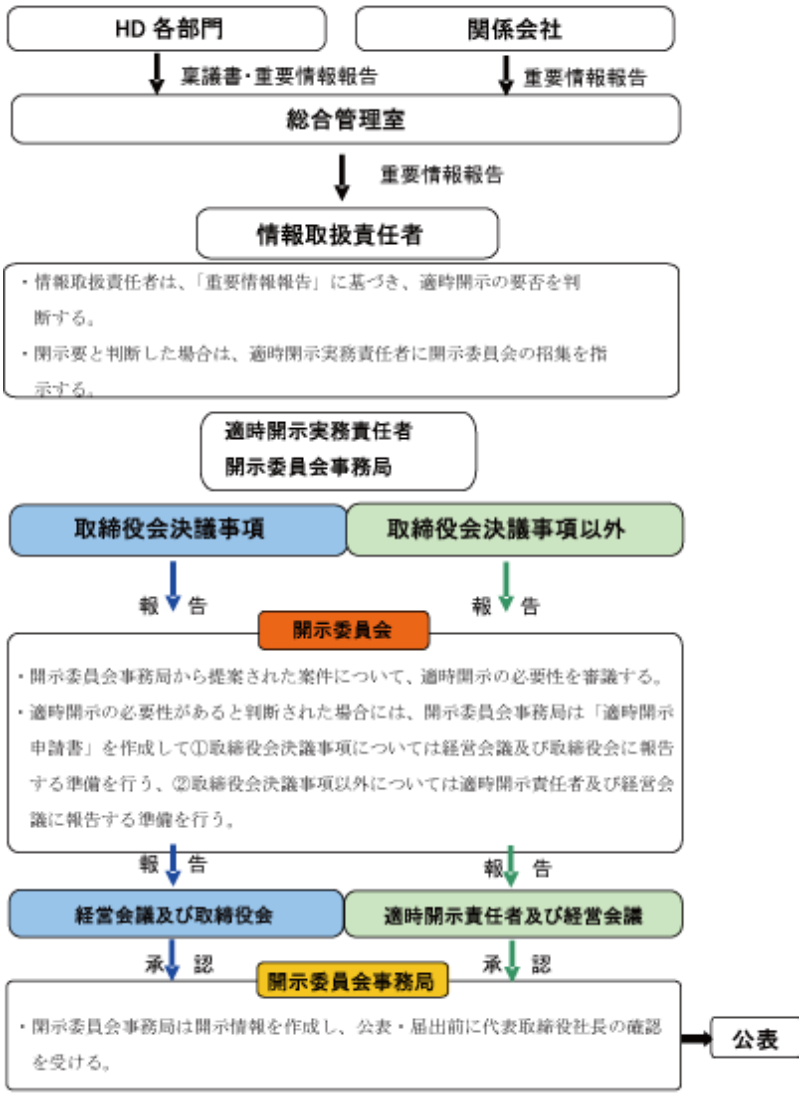
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

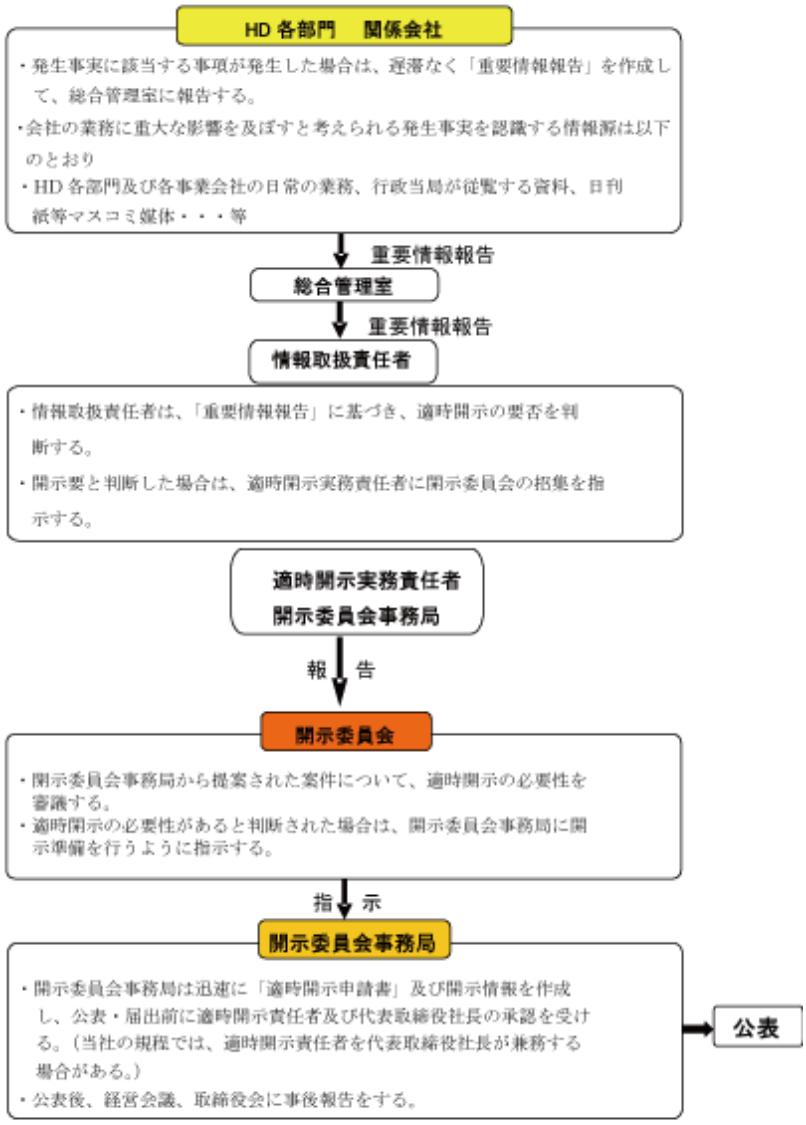
【コーポレート・ガバナンス体制に対する模式図】



①決定事実に関する情報の報告及び開示手続



②発生事実に関する情報の報告・伝達及び開示手続



（注）緊急の場合には、情報取扱責任者は開示委員会の審議を省略し、適時開示責任者及び代表取締役社長の承認を受け、公表することができる。

③決算に関する情報の開示手続

